

## 東京都地域医療構想推進事業（開設準備経費支援）費補助金交付要綱

平成29年4月1日28福保医政第2428号  
一部改正 平成30年4月1日29福保医政第2232号  
一部改正 令和6年4月1日5保医医政第1453号

### 第1 目的

この要綱は、東京都内に所在する医療機関が、地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備を行うに当たり、必要な経費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図ることを目的とする。

### 第2 補助対象者

この補助金の対象者は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく東京都内の病院及び診療所の開設者であって、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。ただし、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、同条第2項に規定する特定独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、東京都、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

### 第3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、知事が別に定める医療機能の施設基準を満たす病棟又は病室の整備を行うに当たり必要な経費のうち、以下に掲げるものとする。

- 1 整備する病棟又は病室に配置する看護職員（看護師、准看護師及び看護助手をいう。）の訓練期間中の人件費
- 2 整備する病棟又は病室に配置する職員の募集に係る経費（人件費を除く。）
- 3 整備する病棟又は病室の普及啓発に係る経費（人件費を除く。）

### 第4 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を東京都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 次表の第1欄に定める基準額と次表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、次表の第2欄に定める対象経費の支出が複数年度にまたがり、その初年度の支出についてこの補助金の交付を受けた者が、引続く年度の支出についてこの

補助金の交付を受ける場合には、次表の第1欄に定める基準額から前年度の選定額を差し引いた額と次表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- 2 1により選定された額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>627千円 × 補助対象区域の病床数  (補助対象となる病棟又は病室の整備に係る広報を実施する場合、医療機関1所当たり2,000千円を加算する。)</p>	<p>病棟又は病室の整備のために必要な、第3に掲げた経費のうち、開設前6か月に生じる以下のもの。(対象経費の支出が複数年度にわたる場合は、各年度に発生する経費に限る。)</p> <p>(1) 第3第1号に係る経費 常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賞与又は手当</p> <p>(2) 第3第2号及び第3号に係る経費 需用費、使用料及賃借料、備品購入費(備品設置に係る工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料のうち、(1)で挙げたものを除いたもの</p> <p>ただし、社会通念上適当と認められない経費を除く。</p>	<p>3/4</p>

#### 第5 交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期日までに、交付申請書に係る書類を添えて提出しなければならない。

なお、交付申請書の様式は別に定める。

#### 第6 交付決定及び通知

知事は、第5の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査を行い、適当と認めるときは、第9に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。

#### 第7 変更交付申請

申請者は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第5に定める規定に準じて、知事が別に指定する期日までに申請しなければならない。

## 第8 申請の撤回

申請者は、第6の規定による補助金の交付決定の通知を受けたのち、当該通知に関する交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

## 第9 交付の条件

### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 知事が(1)の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することがある。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を記載した書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

#### 4 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

#### 5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、(2)の一時停止を命じた場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、11の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### 6 帳簿の備付け及び保管

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### 7 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、実績報告書を、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。  
なお、実績報告書の様式は別に定める。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。  
補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。  
また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式は別に定める。

#### 8 補助金の額の確定等

知事は、7の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査を

行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

#### 9 是正のための措置

知事は、8の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

#### 10 補助金の請求、支払

(1) 補助事業者は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち補助金の交付を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

なお、請求書の様式は別に定める。

(2) 知事は、(1)の規定により補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を支払う。

#### 11 決定の取り消し

(1) 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、8の規定により交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用する。

#### 12 補助金の返還

知事は、1又は11の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、指定する期日までにその返還を命ずることができる。

#### 13 違約加算金及び延滞金

(1) 補助事業者は、知事が11の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、知事が補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 違約加算金の計算

知事が13の(1)の規定により、加算金の納付を命じる場合において、その納付金額は、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

15 延滞金の計算

知事が13の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

16 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺する。

17 他の補助金等との重複の禁止

補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

第10 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (29福保医政第2232号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (5保医医政第1453号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。